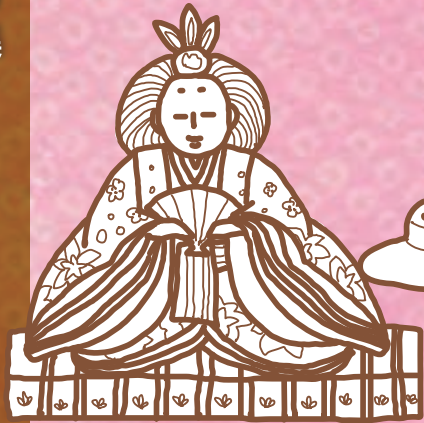
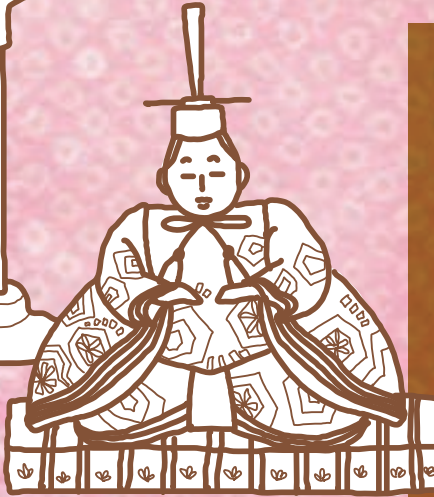
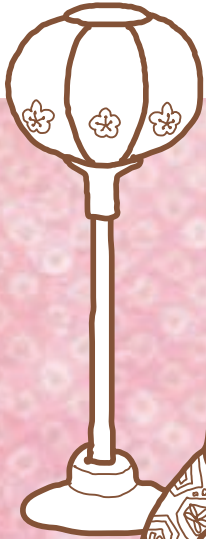


# 総務省

みなさんと総務省を結ぶ情報誌



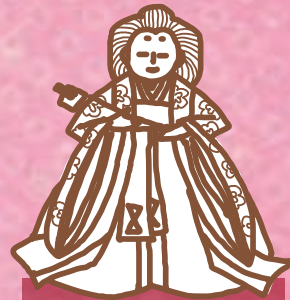
特集  
新たな行政不服審査法  
がスタートします!!

地方のかがやき

山と川、豊かな自然に育まれ

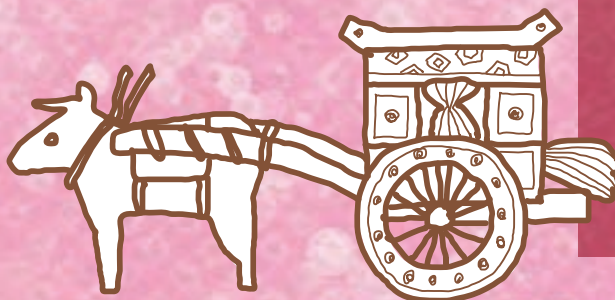
人と自然がともに生きる町を目指す

鹿児島県さつま町



MIC FOCUS 02  
平成28年3月1日(火)▼7日(月)  
春季全国火災予防運動  
を実施します!

MIC FOCUS 01  
国民視点の行政を実現する  
行政評価局調査





# 新たな行政不服審査法がスタートします!!

改正行政不服審査法(平成26年法律第68号)が、平成28年4月1日から施行されます。

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てることができる制度(不服申立制度。国・地方に共通)が、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、約50年ぶりに抜本的に見直されました。  
平成28年4月1日以降にされた処分に対する不服申立てから、新しい不服申立制度が適用されます。



## 02 特集 新たな行政不服審査法がスタートします!!

06 MIC FOCUS 01  
国民視点の行政を実現する  
行政評価局調査

10 MIC FOCUS 02  
平成28年3月1日(火)▶7日(月)  
春季全国火災予防運動を実施します!

12 MIC NEWS 01  
軽自動車税の税率が変わります

14 MIC NEWS 02  
「平成26年度における  
行政手続オンライン化の状況」を公表しました

15 MIC NEWS 03  
OECD 公共ガバナンス閣僚級会合の副議長国として

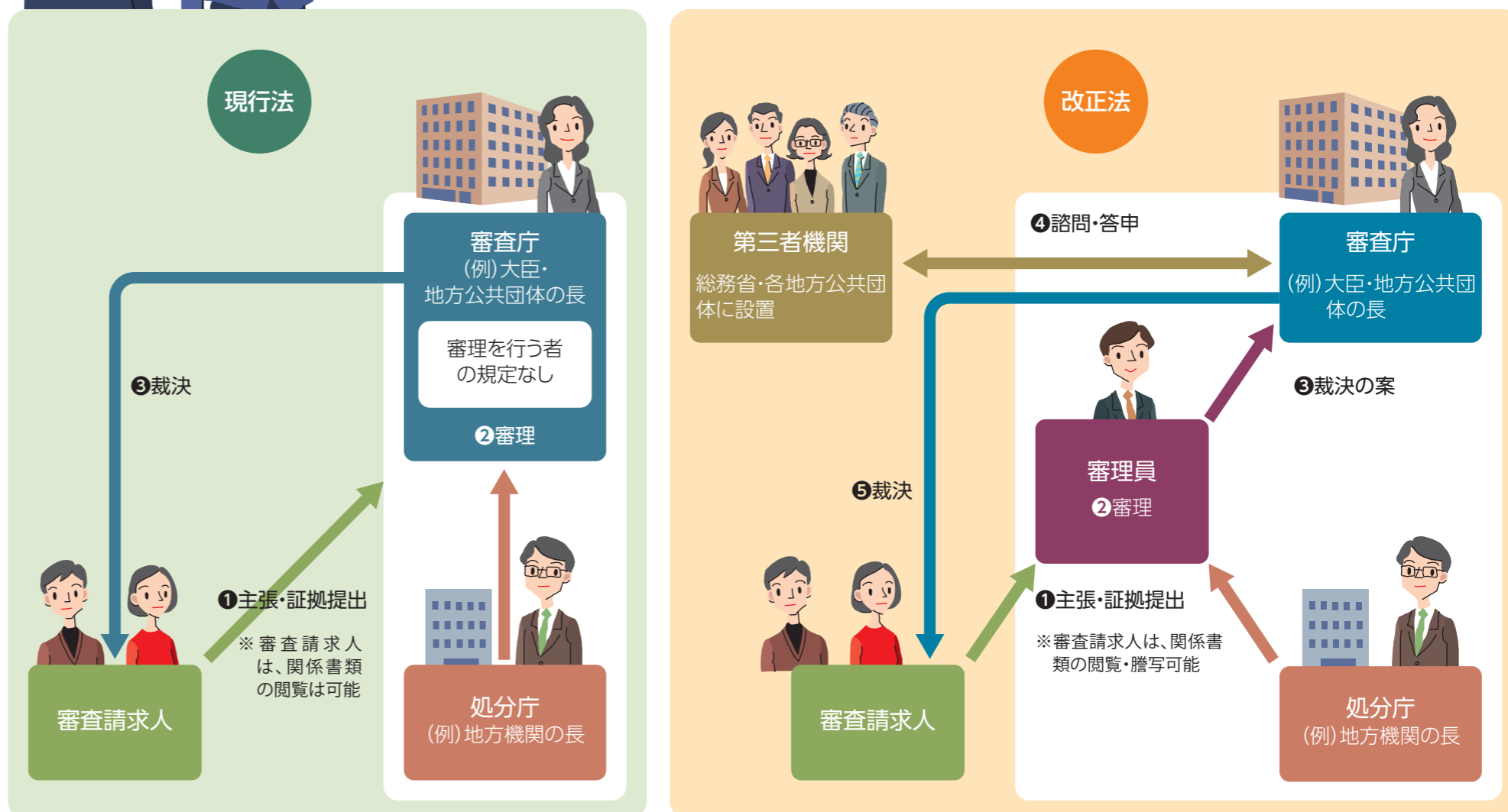
16 MIC NEWS 04  
活用しよう! 在外選挙制度

18 MIC NEWS 05  
みんなの家計簿で、  
消費の未来を描きます

20 地方のかがやき  
山と川、豊かな自然に生まれ人と自然がともに生きる町を目指す  
鹿児島県 さつま町

### 1 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

審理の公正性・透明性を高めるため、処分に関与しない職員(審理員)が、不服申立て(審査請求)の審理手続を行うとともに、裁決の客観性・公正性を高めるため、有識者から成る第三者機関が審査庁(大臣や地方公共団体の長等)の判断をチェックする仕組みが導入されます。





### 3 審理の迅速性の確保等

争点等の整理のための手続の新設や、標準審理期間の設定・審理員候補者名簿の作成(努力義務)などにより、審理の迅速性の確保や、透明性の向上が図られます。

#### 主な事項

- 裁決までの期間の目安となる標準審理期間の設定を努力義務化
- 争点等を整理し、計画的に審理を進めるための準備手続を新設
- 不服申立てに関する情報の提供や不服申立ての処理状況の公表を努力義務化

#### 迅速性の確保

##### 標準審理期間

- 裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間(標準審理期間)の設定を努力義務に

##### 審理関係人の責務

- 簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理関係人に、審理において協力する等の責務

##### 争点等の整理

- 複雑な事件などの場合に、あらかじめ争点等を整理し、計画的に審理手続を進めるための準備手続を新設



#### 透明性の向上

##### 審理員候補者名簿

- 審理員になるべき者の名簿の作成を努力義務に(作成した場合は公にする義務)

##### 審理過程の透明性の向上

- 「意見書」などの主張書面を他の審理関係人に送付する手続を整備
- 審理員意見書や行政不服審査会等の答申を審理関係人に送付する手続を整備
- 審理員意見書や行政不服審査会等の答申と異なる裁決をする場合には、異なる裁決をする理由の明示を義務付け

##### 情報提供

- 不服申立てをしようとする者等の求めに応じ、必要な情報を提供することを努力義務に
- 裁決の内容その他不服申立ての処理状況の公表を努力義務に

### 2 審理手続の充実等

不服申立ての種類が原則として「審査請求」に一元化されます。また、不服を申し立てた者(審査請求人)が適切な主張・反論を行えるよう、その手続が充実・拡大されます。

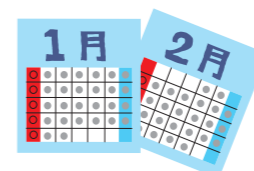
#### 主な事項

- 行政庁の処分に対して、不服を申し立てることができる期間(審査請求期間)の延長
- 口頭意見陳述における処分庁等に対する質問権を認めるなど、審理を充実
- 提出書類等の閲覧の範囲を拡充するとともに、謄写(コピー)も可能に

#### 現行法

##### 審査請求期間

- 処分があったことを知った日の翌日から60日以内



##### 口頭意見陳述

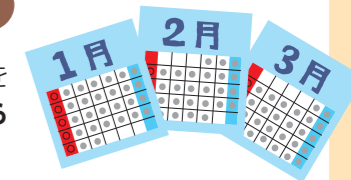
- 申立てをした審査請求人・参加人の意見陳述を聴取するのみ
- 他の審理関係人の出席の規定なし

##### 提出書類等の閲覧等

- 処分庁等から提出された書類・物件の閲覧のみ

#### 改正法

- 処分があったことを知った日の翌日から3ヵ月以内



- 申立てをした審査請求人・参加人は、陳述に加え、**処分庁等に対する質問**が可能に
- **全ての審理関係人を招集**して実施



- 対象を審理員に**提出された全ての書類・物件**に拡充するとともに、**謄写(コピー)**も可能に





# 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視



## — 鉄道施設の保全対策等を中心として —

勧告日：平成27年11月27日 勧告先：国土交通省

建設後50年以上を経過する鉄道施設の割合は、平成25年3月末現在、橋りょうで51%、トンネルで60%に上り、今後さらに増加すると見込まれており、鉄道事業者は、国の「インフラ長寿命化基本計画」等に基づき、長寿命化計画<sup>(注)</sup>を策定し、施設の維持管理・更新等を計画的かつ効率的に実施することが求められている。一方、毎年、鉄道施設における事故等が発生し、施設の適切な維持管理が重要となっている。

こうした背景の下、鉄道施設の長寿命化対策を推進するとともに、鉄道輸送における安全な運行を確保する観点から、鉄道事業者における鉄道施設の長寿命化計画の策定状況、鉄道施設の維持管理状況及び国による鉄道事業者に対する監査等の実施状況を調査したものである。

(注)長寿命化計画:施設の中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を図るために策定

### 長寿命化計画の策定の推進

#### 主な調査結果

- 中小鉄道事業者が策定した計画の内容が不十分
  - ・中長期的なコストの見通しなどが未記載(7事業者)  
(原因:コストの算定等に苦慮など)
- 地方公共団体(4市町)において、公有民営化方式<sup>(注)</sup>が導入されているが、事業の長期継続、コスト縮減に向けた計画の策定が進まず
  - ・当該地方公共団体では、従来の鉄道事業者が策定した計画を継承
  - ・コスト縮減に資する計画策定の技術・ノウハウなし

(注)地方公共団体が、経営の継続が困難な鉄道事業者の施設を引き継ぎ保有・維持管理し、従来の鉄道事業者が運行を行う事業形態

#### 主な勧告の内容

- 中小鉄道事業者に対し、中長期的な維持管理・更新等のコストの算定方法を情報提供
- 地方公共団体に対し、計画策定に必要な技術・ノウハウを提供等

### 鉄道施設の定期検査等の適切な実施

#### 主な調査結果

- 定期検査、補修等の実施が不十分
  - ・定期検査を実施せず(土工:6事業者、土留擁壁:4事業者)  
(原因:定期検査の対象施設との認識がないなど)
  - ・検査結果に基づく必要な補修等を実施せず(軌道:7事業者、橋りょう:2事業者、土工:1事業者)
- 検査、措置等の記録の作成・保存が不十分
  - ・構造物の検査記録等の全部又は一部を作成せず(7事業者)
  - ・橋りょう、トンネル等の変状記録の保存期間が耐用年数<sup>(注)</sup>に対応せず(保存期間の規定なし:7事業者、保存期間5年以下:29事業者)

(注)鉄筋コンクリート造の橋りょう:50年、トンネル:60年

#### 主な勧告の内容

- 鉄道事業者に対し、定期検査、補修等の確実な実施を指導
- 鉄道事業者に対し、検査記録等の確実な作成・保存や変状記録の保存期間の設定を指導

### 保安監査の適切な実施

#### 主な調査結果

- 監査における鉄道事業者の維持管理状況の把握・指導が不十分
  - ・当省が書面調査で把握した要改善事例49件のうち、34件を把握せず
- 監査結果に基づく改善措置状況のフォローアップが不十分
  - ・要改善事項の措置が完了せず(3事業者)



#### 主な勧告の内容

- 鉄道事業者に対する、より効果的な監査の実施
- 要改善事項のフォローアップの徹底

## 国民視点の行政を実現する

# 行政評価局調査

### ●現在調査中の主なテーマ (平成28年3月現在)

調査名	調査着手時期
地域活性化に関する行政評価・監視	平成27. 4
イノベーション政策の推進に関する調査	
有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視	
アスベスト対策に関する行政評価・監視 — 飛散・ばく露防止対策を中心として—	平成27. 8
発達障害者支援に関する行政評価・監視	
子育て支援に関する行政評価・監視 — 子どもの預かり施設を中心として—	
グローバル人材育成の推進に関する政策評価	平成27.12
がん対策に関する行政評価・監視	
土砂災害対策に関する行政評価・監視	
森林の管理・活用に関する行政評価・監視	
個人情報の保護に関する実態調査	

### ●最近勧告を行った主な調査テーマ

調査名	勧告対象機関	勧告日
家畜伝染病対策に関する行政評価・監視	農林水産省、環境省	平成27.11. 6
社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視 — 鉄道施設の保全対策等を中心として—	国土交通省	平成27.11.27
世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査	文部科学省(文化庁)、環境省	平成28. 1.15
職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視 — 職業訓練を中心として—	厚生労働省	平成28. 2. 2
一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視	環境省	平成28. 2.26

### ●最近フォローアップを行った主な調査テーマ

調査名	勧告対象機関	勧告日	フォローアップ	
			1回目公表日	2回目公表日
農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視	農林水産省	平成25. 4.12	平成26. 3.27	平成27.12. 3
医療安全対策に関する行政評価・監視	厚生労働省	平成25. 8.30	平成26. 8. 4	平成27.12. 3
PFIの推進に関する行政評価・監視	内閣府、文部科学省、環境省	平成27. 4.21	平成27.12.25	
自転車交通安全対策に関する行政評価・監視	内閣府、国家公安委員会(警察庁)、国土交通省、文部科学省	平成27. 4.24	平成27.12.25	
国の債権管理等に関する行政評価・監視	内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省	平成27. 6. 5	平成28. 1.13	

行政評価局調査とは、行政評価局が、全都道府県に設置されている出先機関(行政区評価局)行政評価事務所を活用して各府省の業務の現場を調査することにより、政策効果や各府省の業務運営上の課題を客観的に把握・分析し、その結果を基に、関係府省に対し改善方を提示すること、よりよい行政の実現へつなげていくものです。

具体的には、①調査テーマの選定、②実地調査の実施、③改善事項の指摘(勧告)、④指摘後の改善状況の検証(フォローアップ)、という連プロセスによって行われています。

今回は、最近勧告を行った2本の調査、フォローアップを行った調査を紹介いたします。



行政評価局では、Twitterで最新情報を随時発信しております。左記QRコードからアクセスしてください。



## 農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視



勸告日：平成25年4月12日 勸告先：農林水産省  
1回目の回答日：平成26年3月20日 2回目の回答日：平成27年11月20日

農地は、食料の安定供給を確保するための重要な農業生産の基盤であり、その有効利用が図られるよう優良な状態で確保し、意欲ある多様な農業者に集積されることが重要であるが、耕地面積は減少する一方、耕作放棄地面積は増加しており、農地の確保に向けた一層の取組が必要な状況。このため、農地の利用集積対策の実施状況、遊休農地対策の実施状況、農地の転用に係る規制の運用状況等を調査し、勸告。この勸告に対する改善措置状況のフォローアップを行った結果は以下のとおり。

### 農地の流動化の促進に係る取組の効果的な実施

#### 主な調査結果

- 過去の農地の集積実績からみて、現状の取組の継続だけでは目標の達成は困難な状況にあり、関係施策の取組の進捗状況の検証が必要
- 市町村段階で実施する農地集積事業の実績が低調な例あり
- 都道府県段階で実施する農地売買事業も実績が低調な例あり

### 農地法に基づく遊休農地に関する措置の適正かつ効果的な実施

#### 主な調査結果

- 農業委員会は、毎年1回、区域内の全ての農地の利用状況を調査し、遊休農地の利用増進を図るよう指導等を実施することとされているが、調査の実施率が低調、遊休農地の所有者に対する指導が低調など、一部の農業委員会で取組が不十分

### 違反転用に対する処分等の適正な実施

#### 主な調査結果

- 農業委員会は、農地転用違反を把握したときは遅滞なく都道府県知事等に報告し、都道府県知事等は、違反転用者に対し、農地への原状回復を促す指導・処分等を実施することとされているにもかかわらず、違反状態が長期に及んでいるにもかかわらず、原状回復命令が行われていないなど、違反転用に対する指導・処分等が不十分

### 改善事項の指摘

#### 主な改善結果

- 都道府県段階で実施していた農地売買事業を廃止し、新たに「農地中間管理機構」を全都道府県に整備。また、機構の初年度実績等を踏まえ、体制や運用を見直し（農地面積に占める担い手の利用割合：50.3%（26年度末。対前年度1.6ポイント増加））
- 市町村段階で実施する農地集積事業は実績増加（平成25年度実績：5.5万ha（対前年度1.5万ha増））。農地中間管理機構の枠組みを活用し、農地集積を引き続き推進

#### 主な改善結果

- 震災等によりやむを得ない事情がある農業委員会を除き、区域内の全ての農地の利用状況調査を実施
- 農地法による遊休農地の措置について、変更点や制度の適正な運用等を徹底



#### 主な改善結果

- 都道府県等において、違反転用に対する指導・勧告等の措置を実施
- 違反転用を発見した当該年中に是正措置が講じられた割合（平成20年90%→26年94%）、是正のために勧告を行った割合（平成20年0.9%→26年1.6%）とも増加



## 世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査



勸告日：平成28年1月15日 勸告先：文部科学省（文化庁）、環境省

近年、世界文化遺産をめぐるユネスコ世界遺産委員会から、登録後の遺産の確実な保存・管理の担保が求められている。また、世界文化遺産への登録は、観光資源としての地域活性化の効果も期待されており、遺産の活用を図りながら、本来の目的である保存・管理を行っていくことが重要な課題となっている。

こうした背景の下、世界文化遺産の持続的な保存・管理及び活用を進める観点から、世界文化遺産に係る国、地方公共団体等の各種取組の実施状況を調査したものである。

国、地方公共団体等による保存・管理等の取組はおおむね良好。しかし、中には、以下のような実態もみられた

### 落書きの実態の的確な把握

#### 主な調査結果

- 落書きにより重要文化財等がき損（6遺産15件）
- 文化庁が承知していない落書きあり（6遺産14件）
  - ・き損届が未提出（「落書き=き損」が周知徹底されていない）
  - ・き損届の提出状況が不明（文化庁に過去の記録が残っていない）

#### 主な勧告の内容

- 落書きについてのき損届の提出励行の周知徹底
- き損届により把握した落書きについて、
  - ・情報の適切な記録・管理
  - ・修理等の必要性の検討・判断、助言等の実施

### 現状変更等の許可申請の励行

#### 主な調査結果

- 教育委員会の現状変更等の許可なく、史跡内に建造物が設置等（3遺産3件）
- 教育委員会が現状変更等の事実を未把握のものあり

#### 主な勧告の内容

- 教育委員会による巡視活動の充実など、無許可の現状変更等を把握するための措置の要請
- 現状変更等の許可申請の励行の周知徹底

### 自然公園法による規制の周知徹底

#### 主な調査結果

- 都道府県知事の許可なく、国立公園及び国立公園の特別地域<sup>(注)</sup>内に工作物等が設置（色彩が周辺の風致又は景観を阻害）（2遺産6件）
- (注)現在の景観を極力維持する必要のある地域等
- 設置事業者は規制の内容を承知せず

#### 主な勧告の内容

- 自然公園法による規制に関する事業者への法令遵守の周知徹底について、都道府県に助言等を実施

### 来訪者の安全性又は利便性の確保

#### 主な調査結果

- 来訪者の安全性又は利便性が損なわれているものあり（参詣道に落石のおそれ等）（3遺産5件）
- 世界文化遺産の日常的な維持管理は、所有者等（地方公共団体等）が実施

#### 主な勧告の内容

- 関係地方公共団体による速やかな改善の促進（管区行政評価局、行政評価事務所から通知）

### 事例

#### 落書きによる重要文化財等のき損

朱塗りの外壁に鋭利な物で彫り込まれたと考えられる落書きが認められたもの（き損届未提出）





平成27年度 全国統一防火標語

無防備な 心に火災が かくれんぼ



平成28年3月1日(火)▶7日(月)

# 春季全国火災予防運動を実施します!



平成26年の1年間に、全国で発生した火災の総件数は、43,741件。1日あたり約120件の火災が発生していたこととなります。火災を未然に防ぐために、国民一人ひとりが、防火意識を高めることが大切です。

**毎年千人前後の方が住宅火災の犠牲に**

平成26年中の火災による総死者数は1,678人で、このうち、住宅火災による死者数は、放火自殺者などを除くと1,006人と半数以上を占めています。

近年の住宅火災の死者数は千人前後の高い値を推移しており、多くの尊い生命が失われる状況が続いています。これらの火災による犠牲者を減らすためには、日頃から一人ひとりが生活の中で防火意識を高めることが大切です。

消防庁では、今年も3月1日(火)から7日(月)までの7日間、「春季全国火災予防運動」を実施します。

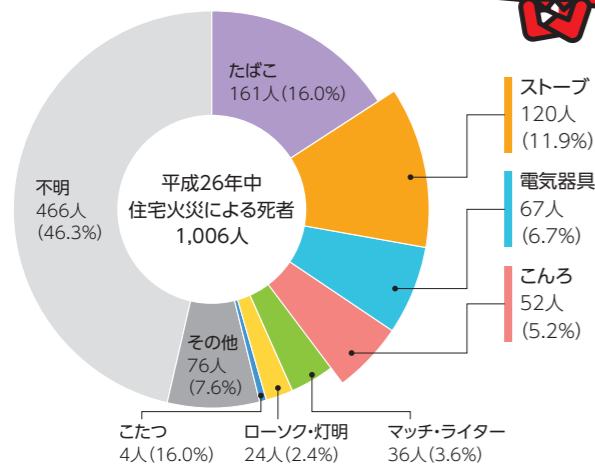
今回の火災予防運動では、たばこ火災に係る注意喚起広報の実施や古くなった住宅用火災警報器の交換の推奨をはじめとする「住宅防火対策の推進」や「放火火災防止対策の推進」、「多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底」といったことを重点目標として実施要綱に定めています。

なお、気象条件等の関係から一部の道県においては時期をずらして実施していますので、実施時期や内容等の詳細については、お近くの消防本部にお問い合わせください。

春季全国火災予防運動の期間中には、全国各地で防災訓練や防火講演会といった様々な行事やイベントが開催されますので、防火に対する正しい知識や技能の習得のため、積極的に参加してみてください。



## 住宅火災の発火源別死者数 (平成26年中、放火自殺者等を除く)



## 平成27年 秋季全国火災予防運動の様子



▲新潟県防災局消防課 競技場での広報活動



▲神奈川県・平塚市消防本部 防火防災の講習会を開催



▲静岡県・熱海市消防本部 宿泊施設との合同訓練

## 住宅用火災警報器(住警器)の維持管理について

### ■平常時の維持管理

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的<sup>(※1)</sup>に作動確認をしましょう。

作動確認をしても住警器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。<sup>(※2)</sup>住警器本体又は電池を交換しましょう。

定期的な作動確認



古くなったら交換



### ■火災警報以外の警報が鳴った場合

火災警報以外の警報が鳴った場合

住警器本体の故障か電池切れです。<sup>(※2)</sup>住警器本体又は電池を交換しましょう。

※1 目安は年に2回程度です。(春と秋の火災予防運動の時期に実施しましょう。)

※2 故障か電池切れかわからないときは、取扱説明書を確認するかメーカーにお問い合わせください。

なお、電池切れと判明した住警器が、設置から10年以上経過している場合は、内部の電子機器の劣化が進んでいるおそれがあるため、本体の交換をお奨めします。

### 住宅防火対策の推進



### 林野火災予防対策の推進



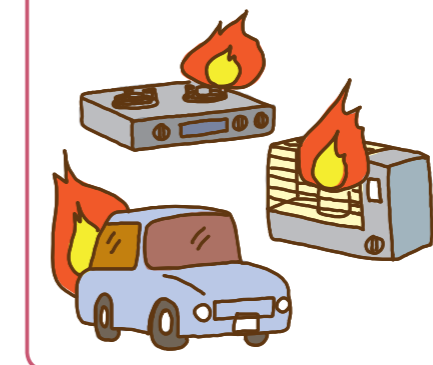
### 放火火災防止対策の推進



### 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底



### 製品火災の発生防止に向けた取組の推進



### 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底



## 軽自動車税の課税対象となる車

軽自動車



小型二輪車



軽二輪車



原動機付自転車



小型特殊自動車



車種区分	平成28年度～	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600円
小型二輪車	250cc超	6,000円

### ● 二輪車の税率

二輪車については、古い、新しいを問わず、平成28年度課税分から、新しい税率になります。これは、長期間、税率が据え置かれていた中で、市区町村の課税コストを賄える水準とすること等の観点から決定されたものです。

※金額は標準的な年税額です。市区町村によって税率が異なる場合があります。

### ● 平成29年度以降の姿について（改正予定事項）

現在、平成28年度税制改正において、平成29年度からの実施に向け、軽自動車（二輪車を除く。）について、次のような地方税法の改正準備が進められています。

- ▶ 自動車取得税が廃止されます。
- ▶ 軽自動車税の中に、新たに「環境性能割」を設け、環境に良い軽自動車の普及を促進します。
  - ・ 環境性能（燃費性能など）に応じて、非課税、1%、2%の3段階で課税されます。

軽自動車(自家用の場合)		税率
乗用車	貨物車	
電気軽自動車等 平成32年度燃費基準+10%達成車	電気軽自動車等 平成27年度燃費基準+20%達成車	非課税
平成32年度燃費基準達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	1%
上記以外の車	上記以外の車	2%

※軽自動車の通常の取得価額に税率を掛けた額が税額となります。

- ・ 新車、中古車を問わず取得された車両（通常の取得価額が50万円を超えるもの）に課税されます。
- ・ この環境性能割は市区町村の税となりますが、納税の便宜を考慮し、軽自動車の取得の際に、販売店等を通じて都道府県に納めていただくことを予定しており、納税手続としては、現在の自動車取得税と同様の流れとなる予定です。

(注) 現在の軽自動車税は、軽自動車税の「種別割」として、市区町村で、引き続き課税されます。

# 軽自動車税の税率が変わります

## 平成28年度以降の姿

毎年4月1日に軽自動車等をお持ちの方に課税される軽自動車税（市町村税）について、平成28年度から新しい制度が適用され、多くの軽自動車等で、従来とは税率が変わります。

平成27年度以降に新たに購入された新車の軽自動車（乗用自家用）については、毎年納めていただく税率が1万800円となります。

また、平成27年度に新たに購入された新車を対象として翌年度（平成28年度）の課税について、燃費性能に応じて税率が低くなる特例（グリーン化特例（軽課））もスタートします。

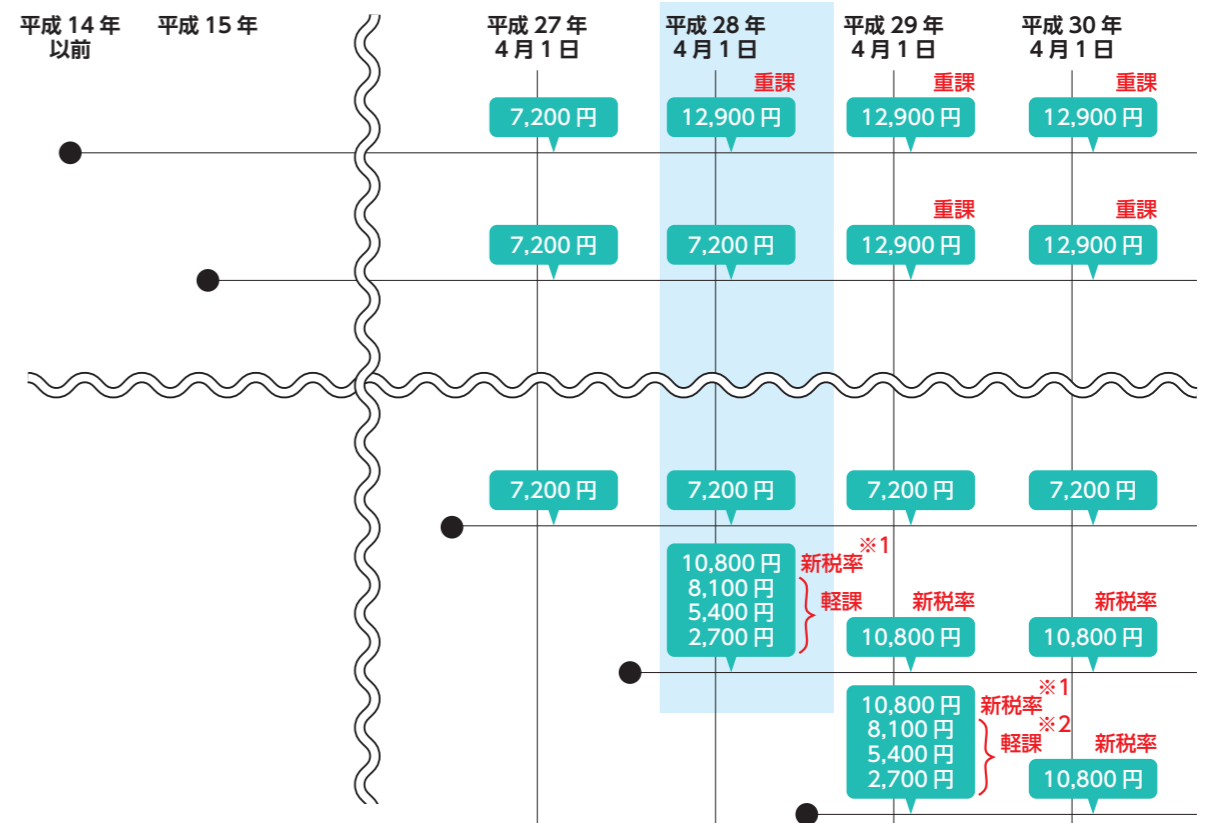
一方、新車としての使用開始から13年を経過した車については、平成28年度以降毎年納めていただく税率が上がり1万2900円となります（経年車重課）。

これらは、自動車（5ナンバーの車）と軽自動車の税率のバランスや、環境に良い軽自動車の普及を考え、平成26年度の地方税法の改正等により改正内容が決定されていたもので、課税準備や周知のための期間を経て、平成28年4月から適用されるものです。

### 乗用自家用の軽自動車の場合

\*金額は標準的な年税額です。市区町村によって税率が異なる場合があります。

各車両が新車として使用開始された時期（●印）によって、毎年納めていただく軽自動車税額は異なります。



※1 電気軽自動車等(75%軽減):2700円,平成32年度燃費基準+20%達成車(50%軽減):5400円,平成32年度燃費基準達成車(25%軽減):8100円,その他:10800円

※2 現在、地方税法の改正準備を進めています。

# OECD公共ガバナンス閣僚級会合の副議長国として



公共部門の在り方を話し合う、OECD（経済協力開発機構）公共ガバナンス閣僚級会合が、昨年10月、フィンランドで行われ、総務省から松下総務副大臣が出席致しました（本誌12月号（19頁）でも取り上げました）。

今回は、松下総務副大臣が副議長として行った英語スピーチの和訳（抜粋）をご紹介します。42ヶ国の大臣たちを前に、どんな風に日本をアピールしたのでしょうか。



副議長として各国をリードした松下副大臣（前列左から3人目）

## 世界をリードする日本

「いま、日本は未来に向けて力強く躍進しようとしています。2020年は、東京五輪の年です。その重要なコンセプトの1つは、全員が自己ベストを更新することです。」

我が国は、地域再生が豊かな国を作るという考えの下、地方創生と地域経済の再生に取り組んでいます。」

## 課題解決のフロントランナー

「地域差、性別、年齢、障害の有無などあらゆる差異を超えてすべての市民が輝く社会を築いていく。」

日本は4人に1人が65歳以上という超高齢化社会。高齢化は、各国が今後向き合っていくべき課題です。

我が国は、こうした課題に答えを出していきます。

日本人の平均寿命は男女ともに80歳を超えますが、健康長寿の国です。高齢社会は、イノベーションやダイナミズムにとって障害にはならない。」

以上がスピーチの概略です。

## 高い評価を得た日本

このように、日本の抱える課題を、成長につなげる力とし、国を率いて先進国に範たらんとする。こうした姿勢は、公共部門における日本の地位の更なる向上につながっています。

実際、OECDのトップであるグリア事務総長は、高市総務大臣に宛てた書簡で次のように述べています。

「松下総務副大臣のおかげで、我々は、公共サービスの提供（中略）といった分野における日本のリーダーシップに関する理解を深めることができました。」

日本がOECDの公共ガバナンスに関する取組の中で継続的に重要な役割を果たしていることを心から歓迎します」

これからも、総務省は公共部門の改善に努めるとともに、フロントランナーとして進んでまいります。

## フィンランド閣僚らとの会談

今回の閣僚級会合を議長国として主催したフィンランド政府。松下総務副大臣は議長国との親交も深めました。議長を務めたヴェヘヴィライネン地方自治・改革相、ヴェルネル運輸・通信相のほか、スキナリ・フィンランド日本友好議連会長とも会談し、北欧の先進的な取組に学びつつ、意見交換を行いました。

このほかOECDのグリア事務総長、キヴィエミ事務次長（元フィンランド首相）、アス・エストニア行政管理相など、枢要な閣僚たちと議論し、関係を深める機会となりました。

こうしたトップセールスの積み重ねにより、総務省発、日本の公共部門について各国の理解を深めつつ、世界の国々と議論し、よりよい行政につなげていきます。



議長国ヴェヘヴィライネン大臣とのバイ会談（右下は世島総務審議官）



グリア事務総長との対談



ヴェルネル運輸・通信大臣との会談

# 「平成26年度における行政手続オンライン化の状況」を公表しました



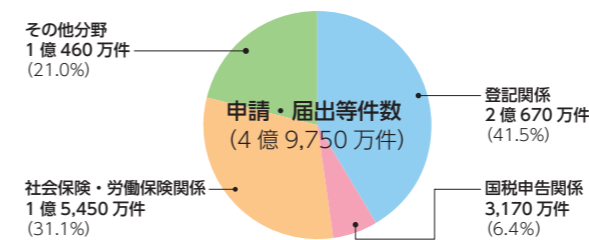
平成27年12月25日に、平成26年度における行政手続のオンライン化の状況及びオンラインでの利用が可能な申請・届出等手続の利用状況を取りまとめ、公表しましたので、国及び地方公共団体の状況を中心にその概要をご紹介します。

※総務省報道資料「平成26年度における行政手続オンライン化等の状況」  
([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyokan05\\_02000045.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan05_02000045.html))

## 国の行政機関の状況

平成26年度において、オンラインでの利用が可能であった申請・届出等手続は、2,673種類となり、前年度（3,768種類）から1,095種類減少しました。これは書面等も含め申請等がない手続のオンライン利用を停止したことによるものです。また、オンラインでの利用が可能な申請・届出等の全申請・届出等件数に占めるオンライン利用の割合（オンライン利用率）は、45.4%でした。平成25年度と比較すると、1.3ポイントの増加となりました。

図表1 国に対する申請・届出等件数（平成26年度）



オンラインでの利用が可能な申請・届出等手続における全手続数のうち、大部分は登記分野、国税分野、社会保険・労働保険分野が占めています。（図表1）

政府では、国民や企業による利用頻度が高いこれらの分野を中心に、申請に必要な書類の削減・簡素化や事務処理時間の短縮化、申請システムの使い勝手の改善等を行い、利便性の向上に努めているところです。

電子政府の総合窓口 e-Gov

毎年3～4月は、従業員の異動に伴う社会保険や雇用保険関係の手続が集中する時期です。行政機関の窓口では混雑により、手続に時間がかかってしまうこともありますが、電子政府の総合窓口e-Gov（イーガブ）では、24時間365日オンライン申請を受け付けています。

また最近では、従業員の労務データ管理からオンライン申請まで行える市販のソフトウェアも登場しており、大変便利です。

ぜひ、この機会にオンライン申請をご活用ください。

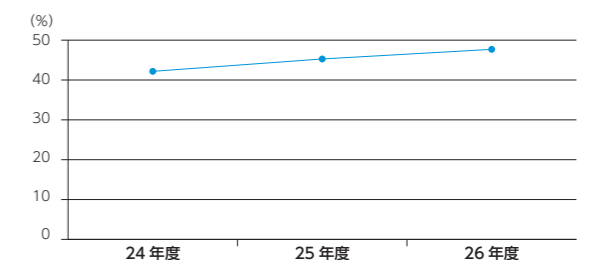
## 地方公共団体の状況

地方公共団体の扱う手続のオンライン利用状況は、「電子自治体オンライン利用促進指針」（平成18年7月策定）に定められる利用促進対象手続（21類型）について、年間総手続件数（推計）が3億6,873万件であり、そのうちオンラインを利用したものは1億7,381万件であり、オンライン利用率は47.1%となっています。

前年度と比較すると、1.9ポイント増加（25年度45.2%）しています。（図表2）

年間総手続件数（推計）が多い上位3手続の利用率の内訳をみると、「図書館の図書貸出予約等」は60.2%（25年度59.4%）、「文化・スポーツ施設等の利用予約等」は55.7%（25年度54.7%）、「eLTAX」は43.5%（25年度38.5%）であり、前年に比べいずれも増加しています。ま

図表2 オンライン利用状況



（注1）対象手続は、「電子自治体オンライン利用促進指針」において、オンライン利用促進対象手続に選定した手続（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000076232.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000076232.pdf)）

（注2）オンライン利用率の分母である年間総手続件数は、対象手続を既にオンライン化している団体における総手続件数と人口を基に算出した、全国における推計値

た、オンライン化済団体数も前年に比べほぼ同等又は増加しており、オンライン化が進展しているものと考えられます。



## 在外選挙人名簿への登録申請方法

申請者本人または申請者の同居家族等が直接、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館の窓口で申請してください。

▶ 申請書は日本大使館や総領事館の窓口にあります。また総務省のホームページでも入手できます。

### 注意事項

- 海外への転出時には、お住まいの市区町村において転届届を提出する必要があります。
- 申請書には、日本での最終住所地と本籍地を記入する必要がありますので、事前にご確認ください。
- 登録申請をした市区町村の選挙管理委員会から、日本大使館・総領事館を経由して在外選挙人証が交付されます。在外選挙人証は、投票する都度提示していただくものです。大切に保管してください。
- 帰国後、転入届を提出して4か月を経過した時には、在外選挙人名簿から抹消されます。その後、再び海外に転出した場合には、あらかじめ在外選挙人名簿への登録申請が必要です。また、国内の選挙人名簿に登録された場合や在外選挙人名簿から抹消された場合には、在外選挙人証は交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に返納してください。

### 申請時に必要となるもの

#### 【申請者本人が申請する場合】

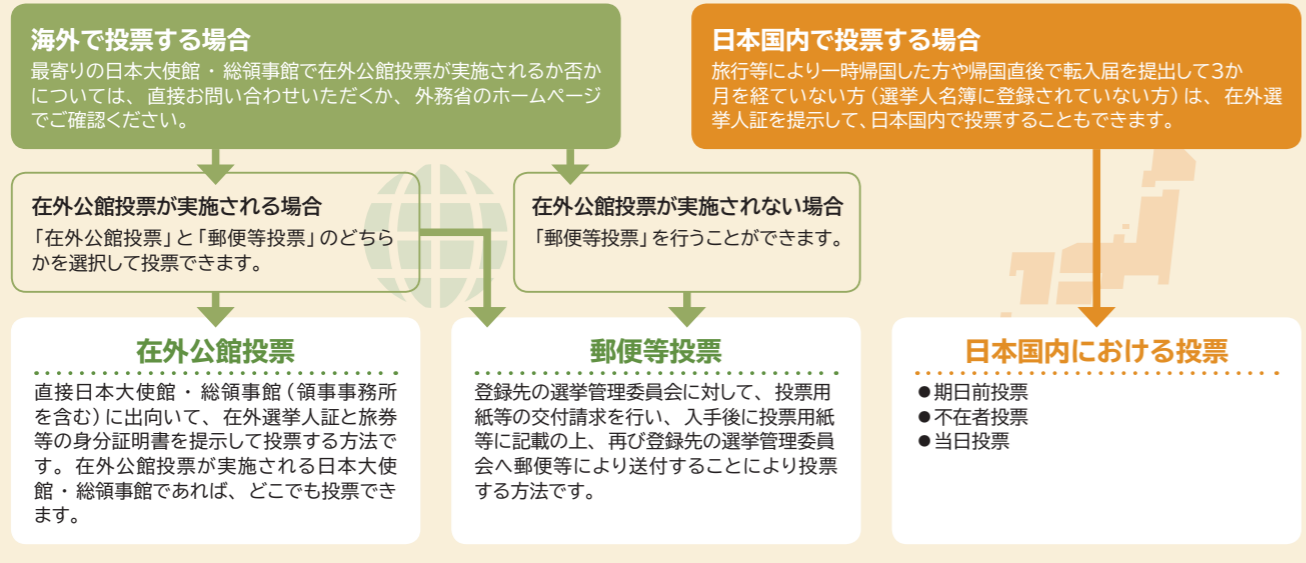
- 1 旅券（パスポート）等
- 2 日本大使館・総領事館の管轄区域内に住所を定めた年月日から、登録申請日まで居住していることを証明する書類（住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガス代の領収書など）

#### 【同居家族等を通じて申請する場合】

- 左記①・②に加えて次の③・④が必要です。
- 3 申請を行う同居家族等の方の旅券（パスポート）
  - 4 申出書（同居家族等の方に委任したことを示すものです。あらかじめ、申請者本人が、この「申出書」と「在外選挙人名簿登録申請書」に署名する必要があります。）

## 在外選挙の投票方法

3つの投票方法により投票できます。



さらに詳しく知りたい方は

- 総務省 <http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>
- 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/>

在外選挙制度

## 在外選挙人名簿の登録資格

日本国籍をお持ちの方

年齢が満20歳以上の方

2016年6月19日以降は、  
年齢が満18歳以上の方

海外に3か月以上  
お住まいの方

住所を管轄する日本大使館・  
総領事館の管轄区域内に引き続き  
3か月以上お住まいの方

### 【留意点】

申請時に3か月以上住所を有している必要はなく、在留届の提出と同時に申請することができます。3か月以上住所を有していることが確認された後に、市区町村選挙管理委員会において在外選挙人名簿に登録されます。

## 選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます

2015年6月19日(改正法公布日)以降、満18歳以上の方についても、海外からの投票に必要な在外選挙人名簿の登録申請が可能となりました。なお、既に満18歳以上の方に加え、申請日時時点で18歳未満でも、2016年6月19日において満18歳以上(1998年6月20日以前の出生)となる方について、申請が可能となります。

# 活用しよう! 在外選挙制度

外国においても日本の国政選挙で投票ができます。



投票のために「登録申請」を  
しましょう

「在外選挙制度」により、外国にいても衆議院議員選挙(小選挙区選挙・比例代表選挙)および参議院議員選挙(選挙区選挙・比例代表選挙)で投票することができます。

海外で投票するためには、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館(領事事務所を含む)を通じて、日本での最終住所地または本籍地の市区町村選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録を申請する必要があります。

登録された方については、投票に必要な「在外選挙人証」が、申請先の市区町村選挙管理委員会から日本大使館・総領事館を通じて交付されます。

# みんなの家計簿で、消費の未来を描きます

調査にご回答  
いただいた皆様、  
ありがとうございました

～平成26年 全国消費実態調査結果から～



総務省統計局では、都道府県・市区町村を通じて平成26年9月から11月までの3か月間、約5万6千世帯を対象として全国消費実態調査を実施しました。

この調査は、我が国の家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的としており、調査結果は介護・年金等の社会保障政策の検討などの基礎資料として利用されているほか、地方公共団体、民間の会社、研究所などでも幅広く利用されています。

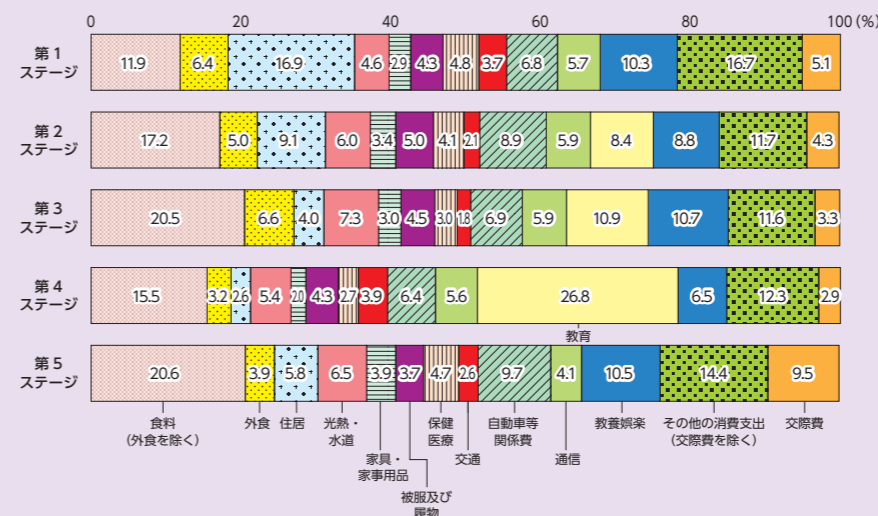
平成26年調査の結果については、平成27年7月より順次、統計局ホームページ等にて公表しておりますが、主な結果をお知らせします。

## ▶ 結婚、子育て、子供の独立。ライフステージで変化する世帯の消費支出

ライフステージ別に消費支出の内訳をみると、第1ステージでは借家世帯が多いことから「住居」の割合が他のステージと比較して高くなっています。第2ステージでは子供服の購入などにより「被服及び履物」の割合が他のステージと比較して高くなっています。第3ステージでは食べ盛りの子供

がいることから「食料」の割合が高くなっています。第4ステージでは子供の大学への進学により「教育」の割合が高くなっています。第5ステージでは、時間的な余裕もあることから「自動車等関係費」、「交際費」などの割合が他のステージと比較して高くなっています。

ライフステージ別消費支出の費目構成（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）



**ライフステージ**  
ここでは、以下のような世帯を仮定した場合のライフステージによる変化を見ています。

**第1ステージ**  
[夫婦のみの世帯(夫30歳未満)]  
～結婚後第1子出産前まで

**第2ステージ**  
[夫婦と子供が2人の世帯(長子が未就学児)]  
～第2子の出産後

**第3ステージ**  
[夫婦と子供が2人の世帯(長子が中学生)]  
～子供が義務教育の時期

**第4ステージ**  
[夫婦と子供が2人の世帯(長子が大学生)]  
～子供が大学生の時期

**第5ステージ**  
[夫婦のみの世帯(夫60歳以上)]  
～子供の独立・夫の定年後

## ▶ 電子マネーでの購入状況



電子マネーの利用についてみると、電子マネーでの購入額割合が高い品目は、「バス代」や「鉄道運賃」などとなっています。

電子マネーによる購入額割合の高い品目  
(二人以上の世帯)

品目	購入割合 (%)	(参考)
		平成21年
バス	24.8	8.5
鉄道運賃	17.7	10.4
おにぎり・その他	8.0	2.6
調理パン	7.0	2.4
乳飲料	6.8	2.3

## ▶ ネット通販での購入状況



ネット通販の利用についてみると、ネット通販での購入額割合が高い品目は、「航空運賃」や「音楽・映像収録済メディア」などとなっています。

ネット通販による購入額割合の高い品目  
(二人以上の世帯)

品目	購入割合 (%)
航空運賃	40.3
音楽・映像収録済メディア	23.9
パソコン関連用品(周辺機器・部品・ソフトなど)	17.4
電気掃除機	14.0
他の教養娯楽用耐久財(子供用乗物・本棚・テレビ台など)	13.9
健康保持用摂取品	13.5

## ▶ 主要耐久消費財の普及率の変化

主要耐久消費財について、前回(平成21年)調査からの普及率(当該耐久消費財を所有している世帯の割合)の変化をみると、高効率給湯器(+18.8ポイント)が最も上昇し、次いで空気清浄機(+7.8ポイント)となっています。

普及率の上昇幅が大きい主要耐久消費財  
(二人以上の世帯)

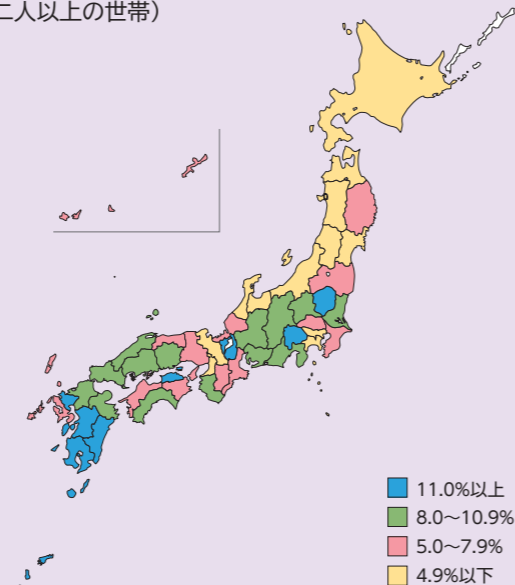
品目	普及率 (%)		上昇幅 (ポイント)
	平成21年	平成26年	
高効率給湯器※	5.1	23.9	18.8
空気清浄機	34.2	42.0	7.8
ベッド・ソファ・ベッド (作り付けを除く)	65.2	71.9	6.7
自動炊飯器 (遠赤釜・IH型)	82.8	89.0	6.2
IHクッキングヒーター※	18.2	23.9	5.7
サイドボード・リビングボード	44.0	49.2	5.2
太陽光発電システム※	1.6	6.6	5.0

※平成26年は、平成元年以降に取得したものを調査している。

## ▶ 太陽光発電システムの普及率

都道府県別に太陽光発電システムの普及率をみると、宮崎県(14.3%)が最も高く、次いで佐賀県(13.9%)、山梨県(12.4%)、鹿児島県(12.0%)となっています。

都道府県別太陽光発電システムの普及率  
(二人以上の世帯)



「平成26年全国消費実態調査」の詳しい結果については、次のURLをご参照ください。  
<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/index.htm>

平成26年全国消費実態調査

# 地方のかがやき

鹿児島県

## さつま町

さつま町は鹿児島県の北西部に位置し、周囲を山々に囲まれています。市街地からは放射線状に整備された国道267号、328号、504号で鹿児島県内の主要都市へと通じ、鹿児島市内へは車で約70分、鹿児島空港へは約40分の距離にあります。

人口計 / 22,209人 (2016年1月1日現在)  
面積 / 303.90km<sup>2</sup>  
HP... <http://www.satsuma-net.jp/>



**さつままるちゃん**  
たけのこ、笹の葉、梅、あおし柿など、さつま町の特産をてんこ盛りにした町のキャラクター。身体全体はホタルで、お尻がピカピカ光る。2011年に誕生し、町の宣伝隊長として活躍中。

**孟宗竹林**  
島津家21代藩主島津吉貴公が琉球から取り寄せたとされる孟宗竹。全国有数の竹林面積を誇るさつま町では、竹山オーナー制度の導入や竹チップの生産など、竹林の保護・育成及び有効活用への取組を積極的に行っています。

**さつま町の温泉**  
歴史ある温泉地としても知られるさつま町。神の湯と呼ばれる「紫尾温泉」と湯之神社が守る「宮之城温泉」は美人泉とも呼ばれ、県内外から多くの人々が訪れます。



**観光たけのこ園**  
県内外からの参加者も多いたけのこ掘り。観光たけのこ園は3月下旬～4月上旬にかけて開園されます。地元婦人グループによるたけのこ料理のふるまいもあり、新鮮なたけのこを味わうことができます。



**しびさん 紫尾山**  
標高1,067m。さつま町と出水市にまたがる北薩地域の最高峰。天候が良ければ桜島や霧島、天草や雲仙まで望める絶景スポットです。



**さつま町夏まつり**  
毎年8月第1週に開催。国道328号の中央部に並べられた約140台の五ツ太鼓の音が鳴り響く中を、約1,000人が踊り歩く様子は圧巻です。



**特産品 薩摩西郷梅、さつま牛**  
香り豊かで肉厚な、大粒の薩摩西郷梅を使用した梅干しやドレッシング、マーメレードなどの加工品が人気。また、鹿児島を代表する特産品である鹿児島黒牛も多く出荷されています。

神に溢れた土地です。

さつま町は「たけのこの里」としても知られ、早掘りたけのこの生産や花器などの竹製品作りも盛んです。中でも毎年10月以降に関東に向けて出荷される「さつまたけのこ」は、日本一早く市場に出回る超早掘りたけのこであり、高級料亭などで使われる高級食材として取引されています。全国有数の竹の産地でもあることから、町では製紙用チップ資材の工場誘致を行い、竹資材の有効活用、竹林の保護育成を積極的に行っています。

山、川、竹、農地など町が持つ豊かな自然環境と地域に根付く産業をもとに、官民が協働・連携しながら、人と自然が調和する地域づくりを進めています。

さつま町は、宮之城町、鶴田町、薩摩町の合併により誕生しました。北部には町のシンボルともいえる紫尾山がそびえ、町の中心には南九州の一級河川・内川が流れていいます。せせらぎの音と木々のざわめきが耳を楽しませる、緑豊かな町です。

周囲を山々に囲まれた盆地であるため、南九州地方でありながら冬は冷え込みが厳しい内陸的な気候の土地でもあります。水田が多いため県内有数の米産地でもあり、また、全国に誇る「さつま牛」、九州屈指の産地規模を誇る「薩摩西郷梅」、香り豊かな「マンゴー」、最近では、さつま町の食材を使った限定グルメ「黒毛和牛たけのこ丼」の企画など、数多くの「さつまブランド」を生み出すアイデアと改革精

神に溢れた土地です。

### 山と川、豊かな自然に育まれ 人と自然がともに生きる町を目指す

# かがやき その1

## 受け継がれた自然を活用し、 町外・町内定住をサポート

町内での転居も支援し、  
継続した居住につなげる

地方の持つ課題である人口減少に対応するため、さつま町では移住定住促進補助制度を導入しています。町外からの転入や、町中心部から周辺地域に転居して定住する人へ支援を行い、地域の元気再生を図っています。

住宅建設または購入の補助金は転居する地域によって異なり、生産人口の少ない地域への移住は補助率が高くなります。住宅建設・購入、リフォーム補助のほか、地元木材活用や子育て世帯への加算、空き家バンク制度も用意。若者世帯に魅力のあるまちづくりを進めています。自治体が売り出す分譲宅地には温泉付き宅地もあり「毎日温泉に入ることができ贅沢が味わえる」と好評です。

この取組による平成26年度の町外からの転入は17件、町内転居・継続居住



川内川流域を棹さしによる舟でゆっくりと川下りをしながら、両岸に飛び交うホタルを鑑賞するホタル舟。その光の乱舞に圧倒され、涙を流す人もいるそう。

が12件と、着実に成果を上げています。そのほか、こども図書館や高校振興支援制度などの子育て支援も充実し、若者世帯が暮らしやすい環境づくりに取り組んでいます。



自宅温泉に入ることができる温泉付き区画や賃貸式区画、市街地から近い立地など、特色のある分譲地を用意しています。

### 移住定住促進補助制度

- 住宅建設補助金
  - 住宅購入補助金
  - 住宅リフォーム補助金
- ※居住地区により変動

+ さらに対象者には

- 地元木材活用加算金
- 中学生以下の子育て補助金

# かがやき その2

## 無数に飛び交うホタルの光で 町に観光客を呼び込む

舟の運航を通して、自然保護や  
地域住民のコミュニティ育成も促す

さつま町の中心を流れる清流「川内川」は日本でも有数のホタルの里として知られています。岸辺では、毎年5月中旬から幻想的なホタルの乱舞を楽しむことができます。時期になると運航されるホタル鑑賞のための「ホタル舟」は、「奥薩摩のホタルを守る会」が中心となり、行政や宿泊施設と連携しながらまちぐるみで運営にあたっています。手探りで始めたホタル舟ですが、ホタルの数の多さ、舟から見る風情、スタッフ



本部（受付）テント前で行われる出発式。スタッフも気合が入ります。



運航開始の前に草刈りやゴミ拾いなど護岸清掃を行い、景観を整えます。



左) さつま町鶴田支所 中村さん  
右) 奥薩摩のホタルを守る会会長 齊藤さん

フのきめ細かい配慮などが口コミで広がり、今では予約が取れない日もあるほどの人気イベントとなりました。遠くはハワイから訪れるリピーターもいるそうです。奥薩摩のホタルを守る会会長の齊藤さんは「運航期には総勢70名くらいのスタッフが集まります。スタッフはほぼ地域住民のボランティアですが、皆とても熱心に活動してくれています。『本当に素晴らしいホタルだった』とお客さまに喜んでいただけることが何よりも嬉しいです。このイベントが町の活性化につながっていることを実感しています」とのことです。

町の自然を守り、活かす取組が評価され、2013年には国土交通省の「手づくり郷土賞」にも選ばれました。

#### DATA

問い合わせ先  
5/6～受付開始 090-9602-4640  
※上記以外は  
さつま町役場商工観光課 0996-53-1111

## 大河川・川内川の下流を守る鶴田ダム



東シナ海へそそぐ川内川の河口から約51kmに位置。九州随一の大きさを誇る重力式ダムです。



1966年に完成した鶴田ダムは、高さ117.5m、堤長450mと西日本最大級の大きさを誇ります。ダムによって作られた大鶴湖は、2005年「ダム湖百選」に選ばれています。桜の名所としても知られ、春には大勢の見学者で賑わいます。現在は平成29年度完成に向けて再開発事業を行っており、現場見学も可能です。（要予約）

## さつま町の空き家物件と出会い イタリアンレストラン開業へ



オーナーシェフ  
川上さん

#### DATA

創作イタリアンWaiWai  
〒895-1812 鹿児島県薩摩郡さつま町虎居町17-1  
TEL: 0996-53-0588  
営業時間: 11:30~15:00、18:00~22:00

は採れたてがいちばん美味しい。新鮮素材を豊富に使えることが、地方でレストランを開業する醍醐味です」とのことです。

発を行っています。やはり食材



創作イタリアンレストラン「WaiWai（ワイワイ）」は、2015年3月オープン。関東や鹿児島市などのレストランで修行を積み、独立に向けて土地を探していた

制作 一般財団法人日本防火・危機管理促進協会  
監理 消防庁 全国消防長会

春の全国火災  
予防運動  
3月1日～3月7日

# 無防備な 心に火災が かくれんぼ



葵わかな



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。